

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第5区分
 【発行日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【公表番号】特表2009-510277(P2009-510277A)
 【公表日】平成21年3月12日(2009.3.12)
 【年通号数】公開・登録公報2009-010
 【出願番号】特願2008-533414(P2008-533414)
 【国際特許分類】

A 4 1 D 13/00 (2006.01)

【F I】

A 4 1 D 13/00 G

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成24年3月26日(2012.3.26)
 【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0010
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0010】

パターン20は、腕領域12aの肘部分の周囲に配置され、個人の肘関節の周囲に広がるゾーンにストレッチ抵抗を付与するように構造化されている。以下でより詳細に議論されることであるが、パターン20は、腕領域12aを形成する織物生地の上に張り付けられる生地から形成され得る(例えば印刷プロセスを通じて)。通常、パターン20により提供されるストレッチ抵抗の程度は、特定の部位におけるパターン20を形成する生地の密度に直接的に関係する。従って、パターン20を形成する生地がより多くの量存在する腕領域12aの部位は、通常、より大きなストレッチ抵抗を示し、パターン20を形成する生地がより少ない量存在する腕領域12aの部位は、通常、より小さなストレッチ抵抗を示す。従って、特定のゾーンにおいてパターン20を形成する生地の密度を変化させることによって、腕領域12aのその特定のゾーンにおけるストレッチ抵抗が制御または選択され得る。

【誤訳訂正2】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0019
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0019】

パターン20を形成するのに様々な製造技術が利用され得る。図4に示されるように、腕領域12aは織物生地から形成され、パターン20は、織物生地の上に張り付けられる別個の生地である。より具体的には、パターン20の生地は、図5に示されるように、腕領域12aを形成する生地要素14の表面に張り付けられ得、次いで生地要素14が衣料品10に組み込まれ得る。生地要素14は、腕領域12aになる概ね円筒形の構造を形成するよう互いに隣接して配置される、対向する一对の縁部15を含む。腕領域12aを形成する際、縁部15は縫い合わせられるかまたは接合されて、縫い目16が規定される。パターン20の生地を生地要素14に張り付けるのに様々なスクリーン印刷プロセス、熱転写プロセス、成型プロセス、および接着プロセスが利用され得る。従って、パターン20またはストレッチゾーンを付与するその他のパターンを形成するのに様々な技術が利用され得る。

【誤訳訂正3】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0025】

衣料品10が、送球側の腕が左腕である個人により着用される状況においては、パターン20は、腕領域12bに張り付けられ得る。両利き用の特性を有する衣料品10を提供するためには、図8に示されるように、腕領域12aおよび12bの両方がパターン20を含み得る。この構成はまた、肘関節の保護が有益となり得る様式で両方の腕が使用される運動活動において有益であり得る。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0026

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0026】

パターン20を形成する生地の張り付けは、ゾーンストレッチ抵抗が達成され得る一つの様式である。代案として、腕領域12aの織物生地がポリマー繊維から形成される態様において、生地要素14は、ストレッチ抵抗のゾーンを付与するパターン20の構成で融解され得る。さらに、腕領域12aの肘部分の周囲で使用されるニットのタイプの違いを使用して、ストレッチ抵抗のゾーンが付与され得る。図9に関して、衣料品10の腕領域12aは、主として第一のニットタイプ(knit type)17から形成され、ゾーン21および23に対応する部位は、第二のニットタイプ18から形成される。第一のニットタイプ17との比較においては、第二のニットタイプ18は、張力が加えられた際に伸びる程度が小さく、ストレッチ抵抗生地のゾーンを付与する。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

腕領域12aの肘部分ならびに脚領域12a'および12b'の膝部分は、個人の四肢を収容する構造を形成している。腕領域12aならびに脚領域12a'および12b'は先細であり得るが(いくつかの衣料品において慣習的であるように)、腕領域12aならびに脚領域12a'および12b'は概ね円筒形の形状を示す。腕領域12aならびに脚領域12a'および12b'のこれらの円筒形部分にパターン20を張り付けることにより、異なるストレッチ抵抗のゾーンで、円筒形部分の周囲全体を取り囲むことができる。しかし、いくつかの態様において、パターン20または類似のパターンは、衣料品の非円筒形部位に張り付けられ得るかまたは衣料の様々な部分を部分的にのみ取り囲み得る。さらに、パターン20または類似のパターンが衣料に独特の美観を付与するために使用される態様において、パターン20は、衣料品の任意の実用的な部分に配置され得る。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0029

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0029】

腕領域12aおよび12bを形成する織物生地は、パターン20の存在を除いて同一であり得る。ウォームアップ後または投手がダグアウトにいるイニングにおいて、投手は、送球側の腕を投球できる状態で維持するために、送球側の腕を暖めた状態で維持することに注意を払い得る。送球側の腕を暖めた状態で維持するのを補助するため、腕領域12aは、腕領域12bよりも大きな断熱特性を付与する生地で形成され得る。従って、パターン20および高い

熱保持性を付与する生地組み合わせが有益であり得る。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

上記の概要および詳細な説明は、添付図面と合わせて読むことでよりよく理解されると考えられる。

【図1】本発明の局面に従う第一の衣料品の正面図である。

【図2】第一の衣料品の背面図である。

【図3】第一の衣料品の腕領域を屈曲させた形状の透視図である。

【図4】図3における4-4線により規定される、第一の衣料品の腕領域の断面図である。

【図5】第一の衣料品の腕領域を形成する生地要素の平面図である。

【図6】第一の衣料品の腕領域に張り付けられるパターンの平面図である。

【図7】図7Aは、第一の代替生地要素の平面図である。図7Bは第二の代替生地要素の平面図である。図7Cは第三の代替生地要素の平面図である。図7Dは第一の代替の腕領域の断面図であり、図4に対応する。図7Eは第二の代替の腕領域の断面図であり、図4に対応する。

【図8】本発明の局面に従う第二の衣料品の正面図である。

【図9】本発明の局面に従う第三の衣料品の正面図である。

【図10】本発明の局面に従う第四の衣料品の正面図である。